

研究ノート

中世の寺社における閉門

小山 雅之

はじめに

勝俣鎮夫氏は、その著『一揆』の中で、15、6世紀の荘園や村落に関する史料に所見する「篠を引く」という行為に言及している。この行為は本来、篠また柴を対象のまわりにつきまして垣のように引きめぐらすことであったらしいが、ここで篠を引いた対象は農民達の家、おそらく出入口であっただろうとされている。そして、篠を引いたのち百姓達は逃散し、あるいは逃散と称しながら家の中に籠居していることが知られるという。

このように、出入口を閉ざしてその中に籠ってしまうという行為は、同じ時期の在地において「閉門」という形でもこれをみることができる。藤木久志氏によれば、永正16年(1519)、播磨国鷲莊において、莊民と赤松家の間との喧嘩が原因で、赤松家の軍勢が庄の境まで押寄せた際に、同庄の政所の僧が斑鳩寺の太子堂の宝前に取籠り、決死の覚悟を表明したという事件があった。これに対して赤松方では庄内への自軍の立入りを禁じ、さらに「閉門」を解くよう命ぜられている。¹⁾こうして「閉門」は解かれたが、この「閉門」という行為について、藤木氏はその背景に当時の寺社で行なわれていた「閉門」の慣行があることを指摘している。²⁾それでは当時の寺社における「閉門」とは具体的にどのような行為であったんだろうか。寺社の門を閉ざしてしまう、という行為が、いつ、どのように、どういう目的で行なわれ、また時代によってどのような差異があったか、ここでは中世における寺社の「閉門」の実態について

概観しつつ、それらについて考えてみたい。

註

- 1) 勝俣鎮夫『一揆』(岩波新書、1982年)、138頁-144頁。
- 2) 藤木久志『戦国の作法』(平凡社、1987年)、215頁-216頁。
- 3) 同、221頁-222頁。

1

中世の寺社において、「閉門」(ここではより広く「戸を閉じる」などまで含む)がいかに行なわれていたか、ここでは主に鎌倉時代について、実例に即して考察してみることにしたい。

寺社勢力による強訴は、周知の如く院政期から盛んに行なわれるようになった。山法師を三不如意の一つに数えた白河法皇のエピソードは著名だが、実際の強訴の方法は、次のようなものであった。

春日神社の神木を動坐(本来あるべき場所から移殿に移す)し、それでも要求が受け入れられないと神木を奉じて京都へ押寄せるというもの(興福寺の場合)や、あるいは日吉神社をはじめとする神社の神輿を、延暦寺の根本中堂へかつぎ上げ、要求が入れられないと神輿をかついで京都へ強訴に下るというもの(延暦寺の場合)などがあった。そして、どちらの場合も、その神木や神輿を京都に振棄てて、衆徒は寺へ帰ってしまうということもしばしば行なわれていた。

これら神輿、神木を動かしての強訴が、いつから行なわれていたかについて、延暦寺の場合でいえば、嘉保2年(1095)であったとされる。延暦寺の座主の歴名記である『天台座主記』に徴してみれば、仁覚が天台座主であった嘉保2年に

十月二十四日、奉振上日吉神輿於中堂、是為訴申美濃守源義綱₁₎

とあり、これが「神輿御登山初度」とみえている。この時期から神輿動坐が行なわれていたと考えられるが、これら動坐の記録は、鎌倉時代の初頭までに限っても10回以上行なわれている。²⁾

このような動坐の記録にまじって、鎌倉時代の比較的早い時期から「門を閉じる」、という記録が現われはじめめる。『天台座主記』にみえる最も早い例は建保元年（1213）のものである。

延暦寺の末寺であった清閑寺と清水寺との境相論に際して、延暦寺の衆徒が清水寺を焼こうとした事件があった。その時派遣された検非違使と西面の武士が延暦寺の衆徒を殺し、あるいは生虜にした。衆徒等は、神輿下洛の際に武士が防戦に当る前例はあるが、この度のような誅罰が行なわれた例はないとした。そして、

衆徒不堪愁悶閉三塔諸堂七社門戸離山³⁾

と、三塔諸堂の「門戸を閉じて」、衆徒が離山したという記録がみえている。この事件については、『天台座主記』のみならず、藤原定家の『明月記』が

只流涕離山、打付中堂三昧堂滅常灯、截落七社以下御簾神鏡、鎌固門々、追放祠官宮巫覡等、各嗚咽皆同下山云々⁴⁾

と、その「閉門」と離山の様子を伝えている。

この事件のその後の経過をみると、座主と僧綱達が院の御所に参上して協議した結果、座主と僧綱が比叡山に登って衆徒を宥めることになった。衆徒らを生虜にして連行した西面の武士は解任され、あるいは検非違使に引き渡され、さらに日吉祭に勅使を発遣するなどの内容を持つ院宣を下すという懷柔策がとられ、これが奏功して、8月12日、「開諸堂並社頭門戸」という運びとなった。⁵⁾

ここでみたような「門を閉じて」、離山してしまうという行為は、同じ時期、ひとり延暦寺に限らずその他の寺院で行なわれていたことが、次のような『明月記』の記述から知られる。

依天王寺事、園城寺閉門逐電(傍点引用者、以下同じ)
₆₎

去七月高野山堂塔、三百余字閉扉、住侶三千七百余入、來十三日可離山參
洛
₇₎

東大寺僧綱以下群參、不給周防國者不可歸寺、僧徒逐電、本寺可閉門戶由
申云々
₈₎

伝聞、歲暮以後天王寺僧徒、依住吉境相論、金堂以下閉戶滅燈云々
₉₎

これらの例だけからも、園城寺、高野山、東大寺、天王寺などの寺院で、「門を閉じる」という行為が行なわれていたことがわかる。

では、『天台座主記』によりつつ、延暦寺の「閉門」の実態を、もう少しみてみよう。『天台座主記』には、建保元年の例をはじめとして、「閉門」の記録が中世末までに15回余り現われる。そして、それらの記録に特徴的なことは、「閉門」が、それ単独で行なわれることはむしろ少なく、日吉社をはじめとする神輿の動坐と関連して行なわれることが多いということである。次に、そうした例をあげてみる。

建保6年(1218)4月、太山寺の神人が筥崎宮の留守寺主によって殺害されたことがあった。これについて延暦寺の大衆は、筥崎宮を山門の領とすること及び筥崎八幡宮権別当の配流を要求、ここで「閉門」が行なわれている。

九月廿一日、寅刻奉振上七社神輿於中堂其内昇八王子、客人、十禪師、祇園三社、北野、京極寺輿、衆徒群參閑院皇居、(中略)、無裁許之間衆徒奉棄神輿帰山

同廿二日三塔諸堂日吉社頭閉門又祇園、北野、鞍馬、長安寺、靈山、六角堂等山門末寺末社同以閉門
₁₀₎

ここでは、神輿振上げ、神輿入洛、神輿振棄て、といふいわば強訴の定法が

行なわれ、大衆が帰山してのち末寺末社に至るまでの「閉門」が行なわれている。その後の経過をみると、

十月十二日、貫主以下門徒僧綱登山有衆徒令開山社頭門戸今日中堂四社神
輿奉帰坐本社¹¹⁾

と、僧綱登山、閉門、そして神輿帰坐が行なわれている。

これ以後、「閉門」が行なわれる場合は、そのほとんどの例が神輿振上げ、ないし神輿の京都への振棄てと関連して行なわれ、神輿の帰坐をもって「閉門」が終るという順序になっている。

こうしたことから考えても、神輿（奈良興福寺については後でみるが、やはり神不動坐と「閉門」との関連がある。）の振上げが延暦寺での「閉門」を完結させる大きな要素ではなかったかと思われるのである。

註

- 1) 『校訂増補天台座主記』（第一書房、1973年）、71頁。
- 2) 同上。
- 3) 『校訂増補天台座主記』、153頁。
- 4) 『明月記』（国書刊行会、1911年）、建保元年8月6日条。
- 5) 『校訂増補天台座主記』、155頁。
- 6) 『明月記』、嘉禄元年12月24日条。
- 7) 『明月記』、嘉禄2年8月10日条。
- 8) 『明月記』、寛喜元年11月2日条。
- 9) 『明月記』、寛喜3年正月11日。
- 10) 『校訂増補天台座主記』、170頁。
- 11) 『校訂増補天台座主記』、170頁。

次に、「閉門」の記録にまじってしばしば現われる、「閉籠」という行為の性格について、「閉門」と関連させつつ考察してみよう。

まず、「閉籠」が、具体的にどんな行為であったか、その実例をみてみる。安貞元年(1227)に起こった事件である。

①西塔両塔依泰実事、日來閉戸絶跡、又有不同心輩、不用訴之處、件党自昨日更籠于釈迦堂、若有制止之輩歟、放火可滅亡由結構¹⁾

延暦寺の僧、法眼泰実が検非違使に捕えられたことに端を発し、西塔で「戸を閉ざす」、という行為が行なわれ、衆徒たちが「跡を絶って」しまった。しかし、こうした行為に同調しない輩が釈迦堂に閉じ籠り、これを制止するものがいれば、放火して釈迦堂ごと焼け死ぬという構えをみせていた。

ここでの例でわかるように、「閉籠」とは、ある建物を占拠してしまい、自分たちの要求が受け入れられなければ、建物に放火して自分達も死ぬと脅迫するという行為である。

この「閉籠」は、『天台座主記』にもしばしば現われるが、そのうちから特徴的なものをいくつか取上げて以下で考えてみる。

② 弘長3年(1263)、横川と西塔とが堅田浦の検断職をめぐって争ったことがあった。その際、座主の尊助はその検断職を西塔に付したが、横川ではこれを不満とし、

七月閉籠中堂無裁許可成灰燼²⁾

と、「閉籠」を行ない、さらに翌8月に、

横川衆徒奉振上聖真子神輿於彼院中堂即閉戸樞畢³⁾

と、横川の中堂に神輿が振上げられている。その後の経過は、9月23日に、早く門戸を開いて仏事を再開すべしとの院宣が下り、西塔が堅田の検断職を横川に譲ることで決着がついて、11月3日神輿帰坐となっている。

(3) 文永5年(1268)、「一類凶徒」が、中堂に「閉籠」し、座主を訴えたことがあった。この「一類凶徒」は、梨本門跡の門徒であり、当時の座主尊助は、青蓮院門跡の出身であった。この「閉籠」の際に座主の門徒が神社の社頭の警固を行なっている。これは凶徒が神事をさまたげようとしているという風聞があったからである。そして、

中堂閉籠衆群下社頭警固衆合戦奪取大宮聖真子二社神輿奉振上中堂⁴⁾

と、閉籠衆が武力でもって神輿を中堂へ振上げてしまっている。

ここで取上げた②と③の例で、2つの点に着目してみたい。1つは、神輿振上げとの関連についてであり、もう1つは「閉籠」が行なわれた原因と、それによって規定された「閉籠」の性格についてである。

まず第一に神輿が振上げられていることについていえば、前章でみたように「閉門」が行なわれる際には、神輿振上げが行なわれる場合が多い。ここでの②の例は、神輿振上げの後、「閉門(ここでは閉戸樞)」が行なわれており、その前の「閉籠」と、神輿振上げとの対応関係は、神輿振上げと「閉門」との対応に比べて、やや希薄であるかも知れない。しかし、③についてみれば、ここでの神輿振上げは、「閉籠」している一部の衆徒によって武力を用いて行なわれている。この「閉籠」は、全山の意志とは無関係に行なわれたものであり、神輿振上げもまた同じである。しかし、「閉門」が行なわれる際のように、全山、あるいは三塔いづれかの大衆の意志に基づいて神輿振上げが行なわれるにしろ、また一部の「閉籠衆」が実力で行なうにしろ、「閉門」と、「閉籠」とは、この事例から考える限り、「戸を閉ざす」、「神輿を振上げる」という一連の手続きにおいて、等質な行為であるといえる。

第二に、これらの「閉籠」が行なわれた原因について考えてみれば、②の例でいえば、その原因是、横川と西塔の境相論にあり、延暦寺三塔同志での抗争

にあった。

このような延暦寺内での抗争と関連して、「閉門」、「閉籠」が行なわれるのは、この時が最初ではなく、嘉禄2年(1226)にすでにそうした例がある。根本中堂領木戸荘と楞嚴院領和邇荘との境相論に際して、裁許の宣旨を不満とした横川の衆徒が、諸堂を閉ざして離山してしまった例がある。⁵⁾

また③の例でいえば、ここでの「閉籠」の原因は延暦寺内における門跡同士の対立によるものであった。延暦寺における青蓮院門跡と梨本門跡との対立は早くから表面化していたが、建保2年(1214)、越前国平泉寺の長吏の進止権をめぐり、青蓮院門徒と梨本門徒とが対立し、青蓮院門徒が僧綱以下離山するという事件があった。

④九月比有梨本青蓮院両門不和事、

依之九月十日青蓮院門徒僧綱以下悉以離山東塔四谷六十坊西塔少々横川四分之三無動寺全分令離山了古来未曾有之事也三塔谷々講說彼此雖有人數之多少皆是両門之所摶也⁶⁾

ここからわかるように、延暦寺の大衆は青蓮院か梨本のどちらかの門跡の門徒であり、しかも三塔それぞれに両門跡の大衆が存在している。②の例のような三塔相互の争いに加え、両門跡それぞれに属する衆徒同士の抗争と、延暦寺は、そのうちに二重の闘争の原因をかかえていたのである。

また、こうした闘争が、武力による闘争である以上、——③の例で用いられている言葉でいえば合戦——、その手続きのうちに建物の実力による占拠という行為を必須のものとして含む「閉籠」が、抗争の局面で行なわれたとしても、いわば自然のなり行きであろう。そしてさらに、本来の要求を通すための意志表示というあり方から、武力をもってする脅迫という色彩が、しだいに強まってくるように考えられる。そのことは、「閉籠」している衆徒たちに、その他の衆徒が攻撃を加えるといった例からも推察できる。

⑤十月十九日又大宮閉籠仍之坂本衆徒等相議而惡徒為対治翌廿日朝押寄及合

戦之處閉籠輩神殿懸火門樓廻廊染屋橋殿迄不残及焼失手負自害之死骸數多
出現穢社頭⁷⁾

文保元年（1317）におこった事件である。ここでは「放火滅亡」すると脅迫するにとどまらず、現実に神殿に火をかけ自害に及んでいる。要求の貫徹、平穏に「閉籠」が解かれる、という「閉門」の本来のあり方とは大きく異なった決着の仕方であり、「閉籠」が本来持った実力による建物の占拠と脅迫という性格が、はっきり露呈していると考えられる。

また、平穏に「閉籠」が解かれる場合でもその実態をみると、単に最初の要求が容れられる、次いで「閉籠」を解くというようにはなっていない場合がある。

文保2年（1318）、後醍醐天皇の即位に際して、前年から根本中堂、釈迦堂、大宮の三ヶ所に「閉籠」していた衆徒に、「閉籠」を解くようにとの勅語があった。この時大宮だけが「閉籠」を解かず、その理由は、西塔の一院が、訴訟の内容の一部を受け容れていないということであった。そこで錢五万疋を集め、これを与えたところ、大宮の「閉籠」が解かれたといふ。⁸⁾

このような「閉籠」と、その退散の過程をみれば、ここで「閉籠」が、要求貫徹という性格において、「閉門」と根を同じくするとはいえ、そこに大きな相違があるというべきであろう。『元徳二年三月日吉社并叡山行幸記』では、⑤で取上げた合戦と大宮社焼亡の事件を、文保2年のこととし、その時の「閉籠衆」が五万疋の錢で「閉籠」を解いた前例を見ならうのであろうか、としている。⁹⁾ ⑤の「閉籠」に関しては、それに伴う要求などをつまびらかにはしないが、金錢が目的とも思われる「閉籠」が行なわれていたことを想像させる。『元徳二年三月日吉社并叡山行幸記』は、この時期の叡山が、悪僧が横行し、「閉籠」が多発する騒乱の場であったと伝えているが、そうした場で金錢目当ての脅迫とも考えられる「閉籠」が行なわれていたことは、要求貫徹の意志表示としての「閉門」の、一つの変質したあり方として考えるべきであろう。¹⁰⁾

註

- 1) 『明月記』、安貞元年12月20日条。
- 2) 『校訂増補天台座主記』、246頁。
- 3) 同上。
- 4) 『校訂増補天台座主記』、267頁。
- 5) 『校訂増補天台座主記』、182頁。
- 6) 『校訂増補天台座主記』、165頁。
- 7) 『校訂増補天台座主記』、321頁。
- 8) 『元徳二年三月日吉社并叡山行幸記』(群書類從第三輯、帝王部、1933年、統群書類從完成会)、499頁。
- 9) 同上。
- 10) 『元徳二年三月日吉社并叡山行幸記』では、大宮社が焼けた際の「閉籠衆」は、「おもてには覆面をたれて。目ばかりあなをあけつくり。こゑけうとげにて。態と異形なるけしき。さらに此世の人を見る心地もせず。」(同書500頁)、という様子であったと伝えている。「閉籠衆」が異様な姿かたちをとり、声さえも異様なものであったというのであり、「閉じ籠る」という行為一般の意味について考える場合、どのような姿で籠ったかという問題は、ひとつの大きな問題であるように思う。

3

では、次に興福寺の例をみながら、主に室町～戦国期における「閉門」の実体を考えてみることにしよう。

南都においても「閉門」が、すでに鎌倉時代の初めから行なわれていたことは、次の『百鍊抄』の記述から知られる。

①春日御神木奉渡移殿。是衆徒奉具可参洛故也₁₎

②衆徒閑春日社興福寺門戸隠居。但所召之張本各參之由進請文云々₂₎

③南都大衆等。昨日群議之後。南円堂已下四面門戸皆以打付。僧徒離散。

仏神事等退転云々₃₎

④南都衆徒令閉七大寺、或運積藁為放火云々₄₎

⑤南都衆徒和平開諸堂。賢木帰坐本社云々₅₎

安貞2年(1228)4月、興福寺の衆徒が多武峯と合戦し、多武峯の僧房を焼払ったことに端を発して、興福寺の別当実尊が罷免され、また多武峯を末寺とする延暦寺の衆徒によって近江国にある興福寺領荘園が没収された。その際に行なわれた南都衆徒の一連の行動が、この記述からわかる。まず第一に、春日社の神木が動坐され、次に衆徒が春日社興福寺の門戸を閉ざして隠居している。その後群議を経て南円堂をはじめとする諸堂の門戸が打付けられ、僧徒は離散、仏神事が行なわれなくなった。さらに南都における他の大寺がやはり閉門し、南都七大寺ことごとくの「閉門」となっている。そして、衆徒が諸堂を開いたのち、春日神木が本社に帰坐している。

この一連の行為は、興福寺における「閉門」のあり様を考える上で参考になると思われる。ここでは、神木の動坐、門を閉ざす、衆徒が離散する、さらに他の大寺にも門を閉ざさせる、という興福寺における「閉門」の手続きが、ほとんどすべて現われているからである。しかし、ここでの「閉門」の性格はやはり門を閉ざし、そして離散してしまうことに特徴的に現われており、いわば「逐電」であったといえよう。

このような「閉門」が、室町期に入ると、どのように変化してくるであろうか。次に応安4年(1371)の例について考えてみたい。

応安4年、興福寺の衆徒が神木を奉じて入京し、興福寺の一乗院門主と大乗院門主との罷免を要求している。⁶⁾その後、神木は京都に振棄てられ、翌応安5年1月になって、両門主の配流が決定された。⁷⁾しかし、この裁許になお不満であった衆徒は神木を帰坐させず、神木は、そのまま在京していた。その最中、応安5年の10月に、興福寺で「閉門」が行なわれている。

權預延隆申云、寺社悉閉門、南円堂開北向戸五大堂本尊奉向北云々、可驚
可驚
8)

ここでいう「閉門」は、門を閉ざして離山逐電してしまう体のものではなく、北にある京都に対して五大尊を向け、調伏の意志をあからさまに表示したと考えるべきであろう。こうした「閉門」における調伏という性格は、時代が下るにつれて、よりはっきりしてくるように思われる。それと同時に重要なのは、「閉門」という行為をもって訴える、あるいは調伏すべき対象が変化している、ということである。次にこうした問題について、『多聞院日記』に現われる、「閉門」の事例を通して考えてみることにしよう。

A. 天文 11年(1542)、3月に行なわれた「閉門」について、まず考えてみる。

中市米座の申事によって、六方衆が集会を開き、進發した際に、中坊駿河公なる人物がこれに抵抗、寺僧らが手傷を負うという事件があった。この時、五社七堂の「閉門」が行なわれている。

仍而五社・七堂閉門、次第ノ可有成敗旨一決了、則駿河公罪科、同名字五社・七堂ニ被籠了、於六ヶ屋ニ毎日心經三十頌調伏ノ祈禱アルヘキ之申遣了
了
9)

ここでいう「駿河公罪科、同名字五社・七堂ニ被籠了」とは、駿河公の名字と罪科とを神前、仏前に報告することである。このことは、調伏としての意味を持っていると思われ、そしてさらに、同人に対する調伏の祈禱が行なわれている。ここでの「閉門」は、はっきり調伏が行なわれていることがわかるが、もとより、この場合でも、それ以前の「閉門」の例にならった手続きはふまれている。たとえば、東大寺はじめ七大寺に対して、門を閉じるようにとの書状が遺されている(但し、東大寺は、これに同調していないが)¹⁰⁾。あるいは、

千部論今日マテ也、論供養閉門中ハ無也
11)

と、仏事が行なわれていない様子もうかがわれる。

この「閉門」のその後の経過をみると、駿河公に対して、住屋進発、すなわち駿河公の家を焼き、家財道具差押えという検断が行なわれようとした。しかし、ここに調停が入り、六方衆はその調停の条件に難色を示したもの、結局調停を受入れ、その条件で進発が行なわれ、同時に開門が行なわれている。そして、この開門に際しては、開門をよろこぶ神樂が奏されている。¹²⁾

B. 次の例は永禄 11 年（1568）に行なわれた「閉門」である。

鳥羽峯に一向衆の道場を建てるべく、奈良、大坂、堺の一向衆徒が、三好三人衆の一人である石成友通に礼物を送るなどして運動し、すでに地破が行なわれていた。これに対して興福寺から、さまざまな故障を申入れたが、これが聞入れられなかつたため、「閉門」が行なわれている。¹³⁾

この間、例の如く調伏の祈禱が行なわれているが、開門が行なわれたのは、同年 3 月 25 日のことであった。

今晩刁ノ初点ニ氷室城自焼了、寺内悉以開了

¹⁴⁾

三好三人衆が奉じていた三好義継が拠る氷室城が自ら火を放って炎上した。そして、このことをもって「閉門」の目的が達せられたとして開門したのである。

C. 三番目の例は、永禄 11 年 4 月に行なわれているものである。

六方申事在之、沙汰人ノ出入事也、今日禪教房・識善房・淨文房・春光房

など罪科了云々、今日閉門也、閉門ノ調儀ハ無之、自陳闘靜浅猿浅猿

¹⁵⁾

ここでは、原因となっているのは興福寺内の闘靜であり、しかも「閉門」が行なわれるに際して、大衆の忿議が行なわれたともみえていない。しかも、検断が執行されようとした際に紛争があり、死者負傷者が出ている。その事に関して、

今度雖有閉門、祈禱以下一向不及其沙汰、万事打捨候間如此御祟、追日弥

可有凶事歟、浅猿浅猿
16)

と、今回は本来「閉門」の時に行なわれるべき祈禱以下のことが行なわれず、そのため、死者や負傷者が出るような事件が起こるのだと考えられている。また、まだ「閉門」が続いていた同年7月の記事に、社頭の杉の大木が倒れる事件を記したのに続けて

抑近日閉門終ニ無寺門本意、六方霍執ニテ祈禱モ無之神恐魔障故也
17)

と、この「閉門」が、やはり本来おこなわれるべきことが行なわれていない、不完全なものであることをうかがわせている。この「閉門」は、同年8月19日に開門の運びとなっているが、特にはっきりした開門の理由は記されていない。

以上、三例の「閉門」について、その特徴を考えてみると、その訴えるべき対象は、朝廷や幕府ではもはやない。それどころか、要求を貫徹するための行為というより、紛争の相手に直接神仏の罰を及ぼそうとしている行為であると考えられる。ここで取上げた三例は、16世紀の事件だが、15世紀における「閉門」の事例では、まだ、神木動坐と同時に「閉門」が行なわれている場合がある。たとえば、寛正4年(1463)、細川勝元の兵庫閑違乱を訴えて七大寺閉門、春日社閉門、そして神木動坐が行なわれている。¹⁸⁾また文亀元年(1501)、細川政元の部下赤沢朝経等が、大和の寺社領内で違乱を行なったことを訴え、神木動坐が行なわれている。¹⁹⁾この文亀元年の動坐をもって、記録に現された春日社の神木動坐の最後の事例とする。春日社の神木動坐が、興福寺の衆徒にとって、紛争に際しての有効な解決手段とは、もはやなり得なくなっていたのである。しかし、本来神木動坐と連動して行なわれていた「閉門」は、その後も単独で行なわれている。そして、それらの性格は、さきにみたように、紛争の相手に対する調伏としての色彩が強いものであった。京都の朝廷は言うまでもなく、幕府の支配力さえ衰えきった16世紀には、それらに対する強訴は意味をなさず、その意味で神木の歴史的な役割は終ったといえよう。しかし、「閉門」は、な

お、その有効性を持ちえた。しかもそれが在地における紛争解決の手段としても行なわれたことは、この稿の最初で触れた通りである。

註

- 1) 『百鍊抄』(『新訂増補国史大系』、吉川弘文館。1983年〔普及版〕)、安貞2年5月11日条。

- 2) 『百鍊抄』、安貞2年5月27日条。

- 3) 『百鍊抄』、安貞2年5月28日条。

- 4) 『百鍊抄』、安貞2年6月3日条。

- 5) 『百鍊抄』、安貞2年8月13日条。

- 6) 『愚管記』(『続史料大成』、臨川書店、1967年)、応安4年12月2日条。

- 7) 『愚管記』、応安5年1月23日条。

- 8) 『愚管記』、応安5年10月9日条。

- 9) 『多聞院日記』(角川書店、1967年)、天文11年3月15日条。

この日の条には、実際にどの門を閉ざし、どの門は開けておくのか、という具体的なことが記されていて興味深い。「北ノ扉ヲハ不断カキカ子ヲカケテ置之、御神供之時ハカリ開之」とあり、御神供をあげる必要上、閉じないでおいた扉があることがわかる。また、この日の条には、「閉門之時作事奉行番匠來テ閉之云々」とあり、前にみた鎌倉時代の「閉門」の例で、「打付中堂三昧堂」とあったことと思い合わされ、単にかけがねをする程度ではなく、番匠が門や扉を打付けてしまうことが「閉ざす」のここでの意味ではないかと想像される。

- 10) 書状が遺されたのは『多聞院日記』3月15日条、東大寺が、これに同調しなかったことは3月26日条にみえる。

- 11) 『多聞院日記』、天文11年3月19日条。

- 12) 『多聞院日記』、天文11年3月25日条。

- 13) 『多聞院日記』、永祿11年2月11日条。

- 14) 『多聞院日記』、永祿11年3月25日条。

- 15) 『多聞院日記』、永祿11年4月20日条。

- 16) 『多聞院日記』、永祿11年4月25日条。

- 17) 『多聞院日記』、永禄11年7月9日条。
- 18) 『大乗院寺社雜事記』(三教書院、1931年)、寛正4年12月12日、22日、23日条。
- 19) 『大乗院寺社雜事記』、文亀元年4月1日条。

おわりに

中世の寺社における「閉門」について、その実例を見ながら考察してきたが、「閉門」という行為には、時代によって大きく異なった側面があることがわかる。

戸を閉じての逐電、神輿振上げと関連して行なわれる「閉門」、武力による建物の占拠を伴う「閉籠」、敵対する相手を調伏しようとする「閉門」。この稿のはじめでも触れたように、藤木久志氏は寺社における「閉門」という行為について、「戸を閉ざして、その内に籠る」という行為だとしているが、鎌倉時代にまで視野を広げてみれば、「戸を閉ざして、外に出てしまう」という「閉門」が行なわれていたことを知りうるのである。

このように、同じ「閉門」という言葉で一括するのは困難だと思われるほど、その実態において、多様な側面を持つ「閉門」という行為であるが、すべてに共通することは、とにかく「門(あるいは戸)を閉ざしてしまう」ということなのである。このことの一般的な意味について考察するためには、今までみてきた「閉門」の例だけでは不充分であろう。この稿では全く触れなかつたが、個人の場合における「閉門」としては、物忌みの場合があるし、寺社に参籠する場合がある。また、この稿のテーマと関連があるが、春日の神木が京都に持込まれる際、藤原氏の公卿は朝廷に出仕できず、自宅で閉居謹慎していなければならないとされたりしたことも思い合わされる。

こうした様々な場合の「閉門」について考察することによって、「門(あるいは戸)を閉じる」という行為を中世の感覚において理解できるように考えられるが、これは後日を期すこととしたい。

また、もう一つの問題は、「閉門」と深い関係を持つと思われる、神木・神輿の動坐についてである。これらの行為について、この稿ではあまり深く考察できなかったが、これらの行為の具体的なあり様と、これらの行為が持つ意味について考察を深めることは、「閉門」を考える上で大きな手がかりになると考えられるし、さらに進んで中世における神祇観の研究の手がかりともなり得るかも知れない。これもまた魅力を感じるテーマではある。

<付記>

この稿のテーマについて示唆を与えて下さり、また御指導もいただいた立教大学の藤木久志先生に、この場をかりてお礼を申し上げます。